

# 個人情報保護等制度の課題等について

## 1 個人情報保護法対応部会スケジュールについて

【参考】基本的考え方【4月28日QA等情報提供を踏まえ一部修正】

1 非開示情報（権利侵害情報含む）

2 代理請求等（法定代理人・任意代理人の資格確認含む）

3 審議会意見手続（事務登録簿・特定個人情報評価含む）

4 政令・条例事項等（個人情報ファイル簿・不開示情報含む）

2 「任意代理人」の開示請求代行について . . . A

3 個人情報ファイル簿と事務届出について . . . B

4 特定個人情報保護条例について . . . C

# 個人情報保護等制度の課題等について

## 1 個人情報保護法対応部会スケジュールについて

【参考】基本的考え方【4月28日QA等情報提供を踏まえ一部修正】

- 1 非開示情報（権利侵害情報含む）
- 2 代理請求等（法定代理人・任意代理人の資格確認含む）
- 3 審議会意見手続（事務登録簿・特定個人情報評価含む）
- 4 政令・条例事項等（個人情報ファイル簿・不開示情報含む）

- 2 「任意代理人」の開示請求代行について . . . A
- 3 個人情報ファイル簿と事務届出について . . . B
- 4 特定個人情報保護条例について . . . C

# 1 個人情報保護法対応部会スケジュール

★:今回審議会

- |               |                               |   |
|---------------|-------------------------------|---|
| 令和3年<br>令和3年度 | 令和3年7月20日                     | <u>第1回対応部会【改正法概要、個人情報ファイル、匿名加工情報等】</u>                                      |
|               | 8月4日                          | 国：令和4年度施行に係る政令・ガイドライン等の案公表・意見募集<br>⇒ 都：対応部会での議論等を踏まえ意見提出                    |
| 4年<br>4年度     | 10月18日                        | <u>第2回対応部会【非開示情報、代理人請求等、関連条項等】</u>  |
|               | 同月29日                         | 国：令和4年度施行に係る政令等公布   |
|               | 令和4年1月7日                      | 国：令和4年度施行に係るガイドライン告示  |
|               | 同月24日                         | <u>第76回審議会（国会）【①非開示情報、②代理請求等】</u>   |
|               | 同月28日                         | 国：令和5年度施行に係る政令・ガイドライン等の案公表・意見募集<br>⇒ 都：対応部会での議論等を踏まえ意見提出                    |
|               | 4月1日                          | 国：改正法施行（国機関・国独法等）<br>⇒ 都：国の施行状況を注視し地方施行に向けて調整                               |
| 5年<br>5年度     | 同月11日                         | <u>第3回対応部会【訂正・利用停止、内部規程等への影響等含む】</u>  |
|               | 同月20日                         | 国：令和5年度施行に係る政令・ガイドライン等公布・告示   |
|               | 同月28日                         | 国：事務対応ガイド・法律QAの更新等公表<br>⇒ 都：個人情報ファイル簿作成等に向けた調査等準備                           |
|               | 5月30日                         | <u>第78回審議会（国会）【③審議会意見手続、④政令・条例事項等】</u>                                      |
|               | 6月7日                          | <u>国：施行に向けた情報提供（全国説明会関連）</u>  |
|               | 8月8日                          | <u>第79回審議会（国会）【個人情報ファイル簿・特定個人情報等】★</u><br>(以降) 都：意見募集、議会上程、国届出、下位規則等作成・庁内周知 |
| 令和5年4月1日      | 都：改正法施行（道府県・指定都市は匿名加工情報制度も開始） |   |

※新しい保護制度の運用、事業者から個人情報ファイル簿を基にした加工提案受付等

# 【参考】非開示情報の基本的考え方(案)

1

①国が示す法施行条例案に従えば、情報公開条例との整合を図る限りにおいて、  
現行の非開示情報を維持することは技術的に可能(例:任意提供情報等)

②ただし、新法で運用可能な非開示情報もあることから(例:国家安全情報)、  
①を行えば、見かけ上、非開示情報が国より多いかのような印象となるおそれ

※実態は、公文書開示制度と整合を図っただけであり、運用は変わっていない  
(一方、実際に運用する機会が多いかは別として、理論上、新法により非開示  
とすることができる情報が増えることも事実)

⇒ 他自治体の動向等も見据えて引き続き検討

③一部、非開示の運用に疑義・懸念は残るが、今後の実務や答申等の蓄積に期待  
(例:権利侵害情報(法定代理人との利益相反)等)

A

## 【参考】代理請求等の基本的考え方(案)

- ①本人確認については、顔写真なしの本人確認書類が1点で済むとなると、  
現行の都の実務と比べて、その厳格性は担保できない  
⇒ 都では、本人確認書類の性質に応じた組み合わせ方式による本人確認を  
実施してきた経緯を踏まえ、追加的に本人確認手続を採る方式等を検討
- ②法定代理人の資格確認に限っていえば、確認書類の有効(失効)要件等が加わる  
ため、現行の都の実務と比べ、その厳格性は高まる見込み(30日以内の謄本等)  
⇒ 新法における不開示情報としては、法定代理人との利益相反による情報が明示  
されないため、法の趣旨も踏まえながら、引き続き厳格に判断
- ③任意代理人による請求は、所定の委任状(実印・印鑑登録証明書の添付等) **A**  
によること以外の手続が想定されていない  
⇒ 例えば、法定代理人による開示請求が困難な場合等やむを得ない場合に限定  
することや、委任状の要件の厳格化を図ること等について、国に強く働きかける
- ④郵送等送付による請求は、受付時に組み合わせ方式が採用されるものの、  
求める書類の種類がこれまでの都の実務と異なることを踏まえて、引き続き検討

# 【参考】審議会意見手続の基本的考え方(案)

3

## (審議会への諮問・意見聴取等関連)

- ・ 国の整理によると、現行の都審議会の意見聴取手続は、諮問に基づかない、自発的な調査・審議・意見陳述に相当(意見の陳述に必要な情報提供を実施し意見聴取)

## (保有個人情報取扱事務の新規届出)

B

- ・ 新たに行うこととなる個人情報ファイル簿と併用するか等について引き続き検討  
※ 併用する場合の役割分担等も含む(現行の届出書による個人情報ファイル簿準備調査を予定)

## (事業者等関連)

- ① 域内事業者が取り扱う個人情報に関する独自規定の盛り込みは許容されないため、現行条例中、かかる条項は存置できず、今後は法にのっとって実施
- ② 都と出資団体等の関係で独自の規律等を設けることも基本的に許容されないため、各団体等が自団体を規律する法的規律を理解・認識することが肝要
- ③ 現行の都条例の適用が及ぶ団体のうち、令和4年4月から部分的に順次、新たな規律に移行するため、現行条例が適用される間の適切な指導等を実施し、令和5年4月からの本格施行に向けた準備を進める

## (特定個人情報保護評価)

C

- ・ 特定個人情報**保護**評価に係る審議会部会への諮問は妨げられていないため、特定個人情報**開示等**制度の在り方も含めて引き続き法施行後の体制を議論<sup>6</sup>

# 【参考】政令・条例事項等の基本的考え方(案)

4

## (本人確認書類関連)

- ①開示等請求時における本人確認書類の具体は、ガイドライン事項であるため、事務対応ガイド等の趣旨を踏まえ、都として必要な調整・検討を実施
- ②なりすましや本人の意思に沿わない代理請求等を未然に防ぐため、標準様式を基に、現行の都規則の改正等により従前の実務が維持されるよう例規整備

## (個人情報ファイル簿関連)

B

- ③新たに準備することとなる個人情報ファイル簿については、その作成及び公表のいずれの手続についても、法施行後遅滞なく整備することとされたため、全庁的な調査結果等も踏まえて万全に準備
- ④現行の保有個人情報取扱事務届出との作業重複も想定されることから、これに関連する現行の審議会への意見聴取手続のあり方とも合わせて検討

## (不開示情報関連)

A

- ⑤法定代理人との利益相反について、これまで都は、開示請求時点での却下と処分時点での非開示決定等による「事前事後」の両面で事案に対応してきたこの趣旨を今後も重視し、本人以外の者と利益相反が起きないように実務を工夫

# 個人情報保護等制度の課題等について

## 1 個人情報保護法対応部会スケジュールについて

【参考】基本的考え方【4月28日QA等情報提供を踏まえ一部修正】

1 非開示情報（権利侵害情報含む）

2 代理請求等（法定代理人・任意代理人の資格確認含む）

3 審議会意見手続（事務登録簿・特定個人情報評価含む）

4 政令・条例事項等（個人情報ファイル簿・不開示情報含む）

2 「任意代理人」の開示請求代行について . . . **A**

3 個人情報ファイル簿と事務届出について . . . **B**

4 特定個人情報保護条例について . . . **C**



## 2①「任意代理人」の開示請求（現行と今後）

A

【個人情報保護に関する法律(令和4年4月1日施行)抄】

§ 33 I 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの…開示を請求することができる。

§ 37 III 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

【個人情報保護に関する法律施行令(令和4年4月1日施行)抄】

§ 13 …開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

条文改正なし

§ 76 I 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

II 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求…をすることができる。

下線部は改正後

【東京都個人情報保護に関する条例(令和4年4月1日時点)抄】

§ 12 I 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求…をすることができる。

II 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合はこの限りでない。

# 【参考】特定個人情報「任意代理人」の開示請求

A

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(改正前)抄】

§ 30 I (行政機関個人情報保護法等の特例)抄

読み替えられる行政機関 個人情報保護法の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第12条第2項	未成年者又は 成年被後見人 の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定 代理人又は本人の委任による代理人(以 下この節において「代理人」と総称する。)

令和4年度  
施行で  
削除

§ 32条(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

地方公共団体は…保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに…  
特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止…を実施するために  
必要な措置を講ずるものとする。

令和5年度  
施行で  
削除

※上記両規定は令和4年4月1日から改正施行(同法32条は令和5年3月末まで有効、4月より削除)  
なお、上記両規定の趣旨を踏まえ、都では以下条例・規定を制定・運用

【東京都特定個人情報の保護に関する条例(現行)抄】

§ 26 I 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人  
情報の開示の請求…をすることができる。

II 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)又は本人の  
委任による代理人(以下「任意代理人」という。))は、本人に代わって開示請求をすることができ  
る。ただし、当該開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合はこの限りでない。

## 2②「任意代理人」の開示請求代行の考え方(案)

A

(経緯)

- ①これまで、都では、保有個人情報の「任意代理人」による開示請求の代行は、なりすまし防止等の観点から認めていない
- ②一方、番号法は特定個人情報について「任意代理人」による開示請求を認めつつ、地方に対してこれを含めた条例整備を義務付け
- ③これを受け、都は、あらかじめ**委任状**について規則で専用の様式を定めることで、**可能な限り請求に係る具体的な内容を委任者である本人に記載**させつつ、**本人の代理権の授権範囲と合致するか否かを判断**するため、**所定の確認書**の提出を求める等の措置を図ってきた

(今後の対応)

- ④国の説明によれば、「任意代理人」からの開示請求に際し、必要に応じて本人に**確認書**を送付し、その返信をもって本人の意思を確認することは妨げられず、**委任状**についても標準様式を基に各地方自治体が規則で定めることとされた
- ⑤このため、都における特定個人情報への開示請求手続の厳格性を維持しつつ、国のガイドラインの要求事項(印鑑登録証明書など)を満たす様式や手続等を規則化すること等により、なりすまし請求等を牽制し、窓口での毅然とした対応を徹底させ、漏えい等事案を未然に防いでいく

# 【参考】「任意代理人」開示請求の委任状（都／国）

## 【参考】知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則「保有特定個人情報開示請求委任状」第2号様式

保有特定個人情報開示請求委任状

年 月 日

東京都知事 殿

(代理人)

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、東京都特定個人情報の保護に関する条例第26条第2項に基づき、上記の者を代理人と定め、以下の表の内容に係る保有特定個人情報に関して、同条第1項に規定する開示請求を行う権限を委任します。

請求に係る保有特定個人情報の内容	
備考	

(委任者)

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

※ 全ての項目は、必ず委任者本人が記入のこと。

\* 上記「備考」欄は委任する権限の内容等を具体を記入

## 【参考】事務対応ガイド「委任状」標準様式（国様式）

<標準様式第2-29-1> 委任状（個人情報に係る開示請求用）

### 委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

#### 記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

\* 実印捺印の上、印鑑登録証明書等を添付等

# 個人情報保護等制度の課題等について

## 1 個人情報保護法対応部会スケジュールについて

【参考】基本的考え方【4月28日QA等情報提供を踏まえ一部修正】

1 非開示情報（権利侵害情報含む）

2 代理請求等（法定代理人・任意代理人の資格確認含む）

3 審議会意見手続（事務登録簿・特定個人情報評価含む）

4 政令・条例事項等（個人情報ファイル簿・不開示情報含む）

2 「任意代理人」の開示請求代行について . . . A

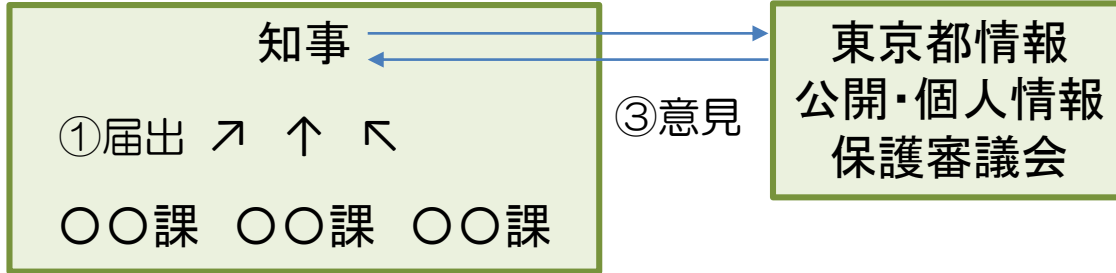
3 個人情報ファイル簿と事務届出について . . . B

4 特定個人情報保護条例について . . . C

# 3① 取扱事務の届出と目的(現行と今後)

【現行】

②情報提供



【令和5年度以降】

「審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定は設けることはできない点に留意」

\*法律QA7-1-3【4月追加】

④公表

保有個人情報取扱事務届出事項

届出番号	2 - -4	開始年月日	平成13年04月01日	変更年月日	
局コード	3	局名	総務局	部コード	2
課コード		課名	情報公開課	部名	総務部
同一の事務を所管する課					
保有個人情報を取り扱う事務の名称		東京都情報公開審査会及び東京都個人情報保護審査会における審議			
保有個人情報を取り扱う事務の目的		情報公開又は個人情報開示・訂正・利用停止に係る不服申立てに関する諮問案件について、東京都情報公開審査会又は東京都個人情報保護審査会で審議する。			
保有個人情報の対象者の範囲		不服申立人等			
保有個人情報の記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報* (収集理由) <input type="checkbox"/> 法令等*

「利用目的…は、保有個人情報の開示を行う場合に開示請求者に対して通知しなければならないことから(法第82条第1項)、内部において適切に整理・管理する必要」

「利用目的の特定の方法として、利用目的について内部的に整理したものを文書化しておくといった対応などが考えられる」

\*事務対応ガイドp58【4月追加】

### 3②個人情報ファイル簿と事務届出の考え方(案)

B

(類似手続の整理)

- ①個人情報の取扱い状況を知らしめる帳簿として、新たに**個人情報ファイル簿**の作成・公表が必要となるが、現行の**保有個人情報取扱事務届出**との作業重複も一定程度想定
- ②法施行条例によって、現行の**保有個人情報取扱事務届出**・公表の手続を継続することが可能であり、また、**個人情報ファイル簿**としては提供しにくい事項等についても都民に情報提供できる点で有用(例:散在情報)
- ③また、国によれば、**保有個人情報の利用目的**を内部的に文書化するなどして、**開示請求者に対して利用目的等を通知すること**としており、利用目的を整理した文書を公表しておくことは妨げられていないと解される

(今後の対応)

- ④現行の**保有個人情報取扱事務届出**は、引き続き、**保有個人情報の利用目的**を開示請求者など都民一般にその取扱い状況と併せて公表する帳簿として運用し、既存の審議会に対しても従来通り情報提供を継続する  
なお、これを機に**保有個人情報取扱事務届出**に関する業務の見直しを行い、新たに準備することとなる**個人情報ファイル簿**の作成・公表手続との一体化による効率化を図り、重複的作業については技術的に省力化する

# 個人情報保護等制度の課題等について

## 1 個人情報保護法対応部会スケジュールについて

【参考】基本的考え方【4月28日QA等情報提供を踏まえ一部修正】

1 非開示情報（権利侵害情報含む）

2 代理請求等（法定代理人・任意代理人の資格確認含む）

3 審議会意見手続（事務登録簿・特定個人情報評価含む）

4 政令・条例事項等（個人情報ファイル簿・不開示情報含む）

2 「任意代理人」の開示請求代行について . . . A

3 個人情報ファイル簿と事務届出について . . . B

4 特定個人情報保護条例について . . . C



# 4① 特定個人情報に関する諸規定（現行と今後）

C

## 【現行】

東京都情報  
公開・個人情報  
保護審議会

※住民基本台帳法上の  
「調査審議」「建議」

住民基本台帳ネットワーク部会

特定個人情報保護評価部会

## 【現行】

### 特定個人情報の保護に関する条例

#### 第1章 総則（§1～4）

「個人情報の保護に関する条例…の特例」 §1

「評価対象特定個人情報」 §2⑩

#### 第2章 個人番号（§5～12）

#### 第3章 特定個人情報の利用、提供、収集等（§13～22）

#### 第4章 特定個人情報ファイルの保有の制限（§23～25）

#### 第5章 保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求等（§26～46）

#### 第6章 救済の手続（§47）

「審査請求があった場合は、個人情報保護条例第6章の規定を準用する」

#### 第7章 雑則（§48）

「必要な事項は、都規則等で定める」

## 【令和5年度以降】

「特定個人情報保護評価に関する規則…に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません」 \*法律QA7-1-1【4月追加】

## 【令和5年度以降】

「条例の規定のうち法の規定と重複する部分及び番号法により読み替えて適用させる法の規定と重複する部分については廃止する必要」

「法の規定により条例で定める…事項は、必要に応じて条例を定める…が、条例の形式等については各地方公共団体において判断」

\*法律QA9-4-3【4月追加】

# 【参考】社会保障・税番号制度の導入に伴う東京都における 特定個人情報保護のあり方について(平成27年3月答申)抄

## 第1 番号制度に係る新たな条例等の制定の必要性(抄)

### 4 円滑な制度運営に向けて解決すべき主な課題

- (1)「番号法に基づき地方公共団体に適用される『個人情報』の定義が、都条例における『個人情報』の定義と異なる」
- (2)都条例で定められている一般的な個人情報の利用・提供の考え方と、番号法における個人番号・特定個人情報の利用・提供の考え方が大きく異なっている
- (3)「都条例においては、オンラインによる個人情報の外部提供を原則的に禁止」  
「情報提供ネットワークシステムによる個人番号や特定個人情報の行政機関間における情報連携が制度の中核となっており、条例上の考え方を整理する必要」
- (4)「特定個人情報の開示請求については、非開示とすべき情報の考え方が一般的な個人情報の場合とは異なるものになると解され、非開示情報を整理する必要」
- (5)「都条例においては、任意代理人による保有個人情報の開示請求等は認められていない。」

### 5 東京都における番号制度に係る条例等の整備の考え方

「そこで、東京都においては、都民等にとって分かりやすい制度を構築し、制度運用における混乱を防止するとともに、より一層の都政の適正な運営と都民の権利利益の保護を図る等の観点から、東京都における特定個人情報の保護に係る条例(以下「新条例」という。)を新たに制定」

### 6 新条例等の整備の基本的な方向性

- (1) 定義
- (2) 個人番号及び特定個人情報の収集・利用・提供等の制限
- (3) 再委託
- (4) 特定個人情報の開示請求等
- (5) 特定個人情報保護評価

## 4②特定個人情報に関する諸規定の考え方(案)

C

(平成27年条例との関係)

- ①特定個人情報保護条例は、(一般)個人情報に係る法規が分立していた法体系を基礎として、その特別法として制定された番号法の施行を踏まえ制定
- ②令和3年改正で(一般)個人情報に係る法規が統一され、特別法としての番号法にも改正が行われたところ、国のガイドライン等により「法の規定と重複する条例の規定は廃止する必要がある」との見解が示された。

(法体系の変化を踏まえたあり方)

- ③個人情報の**定義**については、(一般)個人情報法制における民間部門の定義に揃えられ、**利用・提供等**の流通ルールについても、官民で統一
- ④開示決定時の**非開示情報**については、情報公開条例との整合を図る限りにおいて独自情報を追加することが許容されると解され、また、「**任意代理人**」による**開示請求等**の代行は(一般)個人情報の開示請求において認められた
- ⑤**特定個人情報保護評価**は、これまでも番号法とその下位法令に即して運用してきたもので、ガイドラインによれば、今後も部会での審議が可能

⇒ ルールの統一化やガイドラインの改正により特定個人情報を含む個人情報の取扱いの**分かりやすさ**が法レベルで担保されたことから、独自の条例がなくとも、**安心・安全な特定個人情報の取扱い**を実現していくことが可能

## 【参考】条文イメージを踏まえた見直し素案

### ・東京都個人情報保護法施行条例(素案)

※ 令和4年4月28日に個人情報保護委員会事務局が策定した『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)』における「Ⅷ 資料」資料6(pp569-593)「個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ」(同委員会事務局・総務省自治行政局)を基に事務局で作成

# 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)①

【条例の趣旨に関する規定を設ける場合】

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【用語の定義についての規定を設ける場合】

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

【改正法第60条第5項に基づき条例要配慮個人情報に関する規定を設ける場合】

~~(条例要配慮個人情報)~~

~~第○条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。~~

~~(略)~~

## 考え方Ⅰ

- ・条例の趣旨及び用語の定義については、制度的調和を図る観点から規定を設ける
- ・なお、条例要配慮個人情報の規定については、現行の都の実務に影響しないことや、全国で整備される個人情報ファイル簿登載事項であること等を踏まえると、他自治体の動向も見据えて対応すべきであり、制度的調和を図る観点から当面は規定を設けない

# 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)①【参考】

## 【個人情報の保護に関する法律(令和4年4月1日施行)抄】

§ 2Ⅲ・・・「**要配慮個人情報**」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる。

§ 20Ⅱ **個人情報取扱事業者**は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、**要配慮個人情報**を取得してはならない。

一～四 略

五 …当該**要配慮個人情報**を学術研究目的で取り扱う必要があるとき…

六 …当該**要配慮個人情報**を学術研究目的で取得する必要があるとき…

七 当該**要配慮個人情報**が、本人…その他…により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

§ 27Ⅱ **個人情報取扱事業者**は、…本人の求めに応じて…個人データの第三者への提供を停止することとしている場合…あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは…第三者に提供することができる。ただし、…**要配慮個人情報**…である場合は、この限りでない。

§ 74Ⅰ **行政機関**…が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該**行政機関の長**は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。…

一～五 略

六 記録情報に**要配慮個人情報**が含まれるときは、その旨

七～十一 略

# 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)①【参考続き】

## 【個人情報の保護に関する法律(令和5年4月1日施行)抄】

§ 60 V この章において「**条例要配慮個人情報**」とは、地方公共団体・・・が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、・・・本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が**条例**で定める記述等・・・

§ 75 I **行政機関の長等**は、・・・個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

II・III 略

IV 地方公共団体・・・の第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に**条例要配慮個人情報**が含まれているときは、その旨」とする。

V ...**条例**で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

§ 110 **行政機関の長等**は、・・・保有している個人情報ファイルが第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該・・・個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。・・・(一 ...提案の募集をする個人情報ファイルである旨、二 略)



## 【東京都個人情報の保護に関する条例(現行)抄】

§ 4 II 実施機関は、**思想、信教及び信条**に関する個人情報並びに**社会的差別の原因**となる個人情報については、**収集してはならない**。ただし、・・・法令等・・・に定めがある場合及び・・・事務の目的を達成するために・・・必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

## 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)②

【改正法第75条第5項に基づき個人情報取扱事務登録簿に関する規定を設ける場合】  
(登録簿)

第3条 都の機関等(都の機関(議会を除く。)及び都の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。)は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「登録簿」という。)を備え付けなければならない。

- 一 保有個人情報を取り扱う事務の名称
- 二 保有個人情報を取り扱う組織の名称
- 三 保有個人情報を取り扱う事務の目的
- 四 保有個人情報の記録項目
- 五 保有個人情報の対象者の範囲
- 六 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

2 都の機関等は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 都の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

### 考え方Ⅱ

- ・個人情報取扱事務登録簿に関する規定は、現行の「保有個人情報取扱事務届出」に相当する規定であり、個人情報ファイル簿による公表情報を補完し、かつ開示請求者に利用目的を通知するための基礎的な情報として有用であるため、規定を設ける
- ・なお、個人情報ファイル簿と手続を一体化することで増分作業の省力化を図る



## 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)③

【改正法第78条第2項に基づき情報公開条例の規定との整合を図る規定を設ける場合】  
(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第7条第7号から第10号までに掲げる情報とする。この限りに おいて、「公に」を「開示」と、「特定個人情報」を「他人の特定個人情報」と読み替える。

### 【参考】情報公開条例第7条各号抄

- ・ 7号〔任意提供情報〕 「第三者…が、実施機関の要請を受けて、**公に**しないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として**公に**しないこととされているもの…であり、これを**公に**することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、**公に**することが必要であると認められるものを除く。」
- ・ 8号〔特定個人情報〕
- ・ 9号〔死者の個人番号〕 「…個人番号のうち、死亡した者に係るもの」
- ・ 10号〔行政機関等匿名加工情報等〕 (法施行に伴い新設)

### 考え方Ⅲ

- ・ 情報公開条例の規定と整合を図る規定は、これまで個人情報保護条例との整合を図りながら運営してきた開示請求実務の経緯を踏まえると必要であるため、規定を設ける
- ・ なお、「不開示」又は「非開示」の用語の統一については、両制度で用語を統一することも視野に検討する

# 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)④

【条例で定める必要がある事項】

(開示請求等に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、**無償とする。ただし、当該開示請求に係る保有個人情報の開示をこれが記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付の方法により行うときは、当該文書別表に定めるところによる額とする。**

## 【参考】情報公開条例別表抄（個人情報保護条例別表抄）

公文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期
文書、函面及び写真		写し（単色刷り）1枚につき10円	写しの交付のとき。
		写し（多色刷り）1枚につき20円	写しの交付のとき。
（略）		（略）	（略）
電磁的記録	その他の電磁的記録 …	印刷物として出力したもの（単色刷り）1枚につき10円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの（多色刷り）1枚につき20円	写しの交付のとき。
		（略）	（略）
		複写した光ディスク…1枚につき100円	写しの交付のとき。

### 考え方Ⅳ

- ・開示請求に係る手数料を定める規定は、条例で定める必要があるとされている
- ・都では「開示請求」の手数を徴収していないため、引き続き無償とすることを定める
- ・なお、「開示の実施」の手数料については、条例で定める必要があるとはされていないが、都では閲覧を無料とし、写しの交付を実費相当額に減額したため、これを定める

# 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)⑤

【改正法第108条に基づき開示の手続に関する規定を定める場合】

## (開示請求方法)

第6条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

### 考え方V

・開示請求書に追加的に記載させる事項を定める規定は、都の実務に照らすと、開示請求に係る本人確認の厳格性を担保する必要があるため、規定を定める

~~第〇条 開示決定等は、開示請求があった日から〇〇日以内~~にしなければならない。  
ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

~~2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を〇〇日以内~~に限り延長することができる。  
この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第83条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される

### 考え方VI

・開示決定等の期限に関する規定は、標準処理期間を14日とする現行の都の実務に影響しないことや、全国の行政機関等に直接適用されることとなる法定の期限を踏まえた事案の移送事務等を円滑に行うため、制度的調和を図る観点から設けない

・なお、国の解釈も依然として不明瞭な部分が多いこと等を踏まえれば、既存の情報公開制度との整合を考慮し、引き続き標準処理期間を現行のとおり維持する(参考:次頁)

# 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)⑤【参考】

## 【個人情報の保護に関する法律(令和5年4月1日施行)抄】

§ 83 I 開示決定等は、開示請求があった日から**30日以内**にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により…当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

II 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、**事務処理上の困難その他正当な理由**があるときは、同項に規定する期間を**30日以内**に限り**延長**することができる。…

§ 108 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、**この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。**

**〔注意〕開示決定期限を条例に委任する法規定ではない**  
(×「30日を超えない範囲で条例で定める日数」等)

## 【東京都個人情報の保護に関する条例(現行)抄】

§ 14 I 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に…**決定**…をしなければならない。ただし、…当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

III 実施機関は、**やむを得ない理由**により、…期間内に開示決定等をする事ができないときは、**開示請求があった日から60日**を限度としてその期間を**延長**することができる。…

【東京都個人情報の保護に関する条例の施行について(通達)抄】[§ 14関係、第1趣旨、6]  
「**やむを得ない理由**」とは、…おおむね次のような場合をいう。

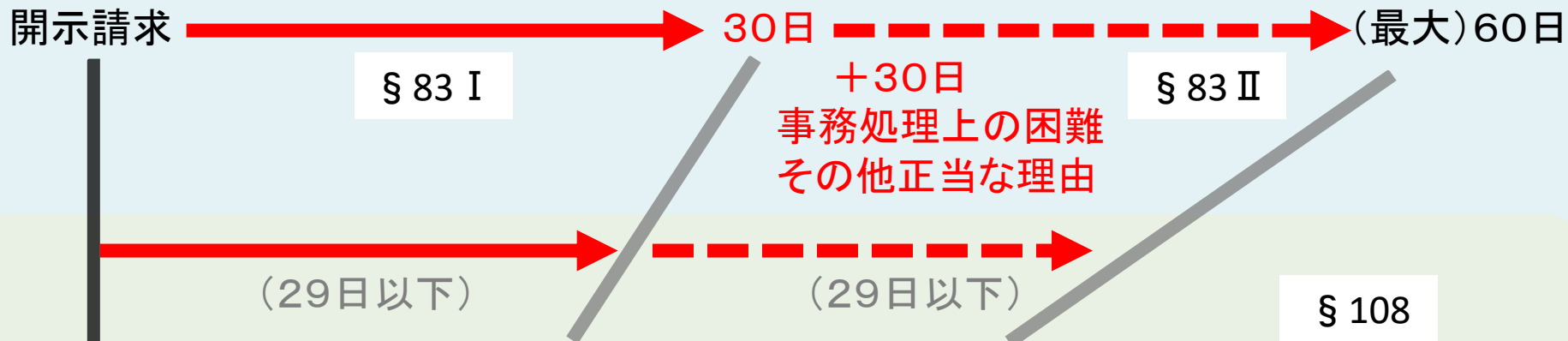
(1) 一度に多くの種類の請求… (2) …自己以外のものの情報が記録…

(3) **満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合…同意を確認…**

(4) 天災等の発生、一時的な業務量増大等… (5) 年末年始等執務を行わないときその他…<sup>9</sup>

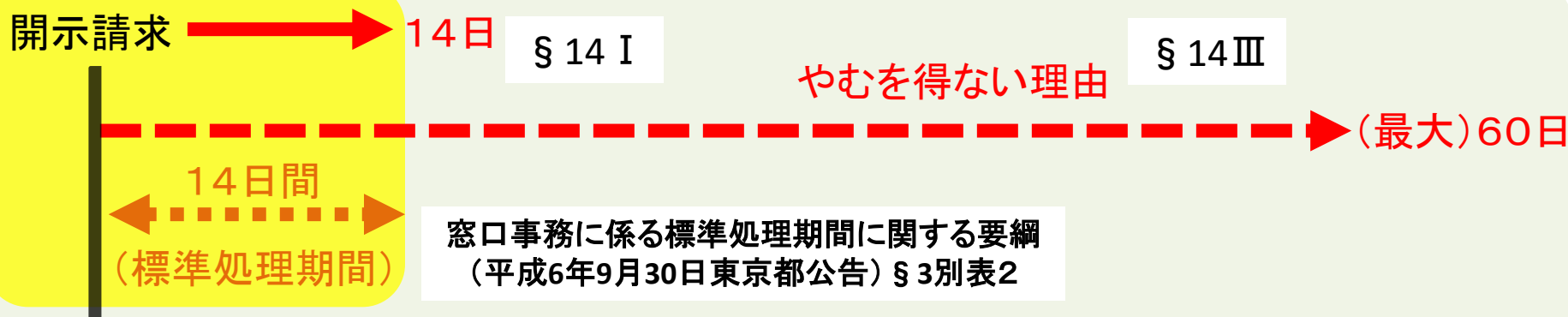
# 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)⑤【参考続き】

## 【個人情報の保護に関する法律(令和5年4月1日施行)抄】



※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号) § 10 I・IIも30日+30日  
当該30日を短縮すると、他機関からの法定期限内の事案の移送に対応することが実務上不可能

## 【東京都個人情報の保護に関する条例(現行)抄】



※ 情報公開条例(平成11年東京都条例第5号) § 12 I・IIも14日or 60日  
標準処理期間も14日(やむを得ない理由は前頁・通達抄(3)以外共通)

# 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)⑥

~~第〇条 開示請求に係る保有個人情報~~が著しく大量であるため、開示請求があった日から〇〇日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、都の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、**残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等**をすれば足りる。(以下略)

※「〇〇日以内」については、法第84条に定める「60日以内」を短縮するもののみ許容される

~~第〇条 訂正決定等~~は、訂正請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

~~2-前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。(以下略)~~

※「〇〇日以内」については、法第94条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される

~~第〇条 利用停止決定等~~は、利用停止請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

~~2-前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。(以下略)~~

~~この場合において、市の機関等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。~~

※「〇〇日以内」については、法第102条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される

## 考え方Ⅶ

・訂正及び利用停止請求等の手続については法が定めた手続(※)により行う

※ 現行条例も訂正・利用停止請求日から30日以内が決定期限(開示決定から90日以内の提起等は法律事項)

# 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)⑦

【条例で定める必要がある事項】

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、**21,000円**に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに**3,950円**
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 **12,600円**

## 考え方Ⅷ

- ・行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を定める規定は、条例で定める必要があるとされている
- ・都ではこれまで同情報の利用に係る規定を設けていないこと等を踏まえ、国の行政機関等の手数料と同額とする（標準政令手数料）

# 1 東京都個人情報保護法施行条例(素案)⑧

【改正法第129条に基づき審議会への諮問に関する規定を定める場合】

## (審議会への諮問)

第8条 都の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東京都情報公開条例第39条第1項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、都の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

## 考え方Ⅹ

- ・審議会への諮問に関する規定は、これまで個人情報保護に関する重要な事項について審議又は意見を述べてきた役割を踏まえ、今後も専門的な知見に基づく意見を聴く事が必要であるため、規定を定める。
- ・具体的には、特定個人情報保護評価に関する諮問等が想定される。



# 1 東京都個人情報保護法施行条例附則(素案)

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

【既存の個人情報保護条例を廃止する場合】

(旧条例の廃止)

第2条 **東京都**個人情報の保護に関する条例(平成**2**年**東京都**条例第**113**号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

【改正法附則第3条と同等の経過措置を設ける場合】

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例…の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第〇〇条に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。(各号略)

2～5 (略)

【改正法附則第10条では措置されない旧条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置を設ける場合】

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

## 考え方X

- ・既存の個人情報保護条例の廃止に関して、法施行条例附則に設ける。
- ・同条例の廃止にあたっては、改正法附則に基づき現行条例に基づく罰則に関する経過措置規定を設ける。